



生活保護ハンドブック



枚方市福祉事務所 地域健康福祉室
生活福祉担当

はじめに



生活保護は、憲法に基づき、国の責任において健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する制度であり、生活保護を受けることは国民の権利とされています。

一方で、生活保護を受ける為には、守っていただかなければならない決まりや義務が法律などによって定められており、これらに違反し、不正に生活保護を受けたと判断された場合、不正に受け取った保護費の全額又は一部を返還していただくこととなります。不正の内容によっては、その返還額に40%を乗じて得た額以下の金額を上乗せしたり、警察に告訴・告発したりする場合があります。

このパンフレットは、生活保護の決まりや義務、減免が受けられるもの等について分かりやすく説明したものですので、必ずお読みいただきますようお願いいたします。

なお、生活保護制度のあらましについては、別にお渡ししている「生活保護のしおり」をご覧ください。

せいかつほごじゅきゅうしゃぎむ 生活保護受給者の義務について

せいかつほご きゅうよ ねんきん せいめいほけん かつよう
生活保護とは、給与や年金、生命保険など、あらゆるものを活用してもな

さいていげんと せいかつ でき ばあい ふそくぶん おぎな じゅきゅう
お最低限度の生活が出来ない場合に、その不足分を補うために受給できる
ものです。

せいかつほご う ひと のうりょく おう きんろう はげ じりつ
したがって、生活保護を受けている人は、能力に応じて勤労に励み、自立

む みずか けんこう ほじおよ そうしん つと しゅうにゅう ししゅつ た
に向けて、自ら、健康の保持及び増進に努め、また、収入、支出その他

せいけい じょうきょう てきせつ はあく ししゅつ せつやく つと
生計の状況を適切に把握し、支出の節約に努めなければなりません。

ふくしじむしょ せいかつほごひ ただ しきゅう せたい
また、福祉事務所は、生活保護費を正しく支給するため、あなたの世帯の

しゅうにゅう せたいいん じょうきょう はあく ひつよう
収入や世帯員の状況をきちんと把握させていただく必要があります。

しゅうにゅうしんこくしょ ていきてき しんこく せたい
このため、収入申告書による定期的な申告とあわせて、あなたの世帯の

しゅうにゅう せたいいん じょうきょうなど へんどう すみ ふくしじむしょ
収入や世帯員の状況等に変動があったときには、速やかに福祉事務所に

とど で
届け出てください。

とどけで せいかつほごじゅきゅうしゃ ぎむ
この届出は、生活保護受給者の「義務」とされています。

生活保護法 第60条 (生活上の義務)

被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。

生活保護法 第61条 (届出の義務)

被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

ふくしじむしょ とどけで 福祉事務所への届出について

1 収入があるときは、たとえ少額であっても届け出て下さい

収入や世帯員の状況に変化があるとき、または事前に予測されるときには、原則として福祉事務所に届け出ていただく必要があります。たとえば、次のようなものが収入に当たりますが、まずは地区担当員にご相談ください。

① 働きによる収入

- <例>
- ・ 毎月の給与など(定期的な収入)
 - ・ 賞与やいわゆる「寸志」など(臨時的な収入)
 - ・ 農業による収入、自営業による収入など



高校生のアルバイト収入も、必ず届け出が必要です。

② 公的な制度による給付金

- <例>
- ・ 国民年金、厚生年金、厚生年金基金、恩給など
 - ・ 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当など
 - ・ 雇用保険による給付金(失業給付など)
 - ・ 健康保険による給付金(傷病手当金など)
 - ・ 労災保険による給付金
 - ・ 臨時福祉給付金など

③ 仕送り・贈与

- <例>
- ・ 扶養義務者(父母・子・兄弟)からの仕送り・贈与など
 - ・ 扶養義務者以外(知人・友人)からの仕送り・贈与など

④ 財産収入

- 〈例〉 ・ 田畑、家屋、機械器具の賃料など

⑤ その他の収入

- 〈例〉 ・ 不動産(土地、建物)や動産(自動車、貴金属)の売却金など
・ 生命保険による給付金(入院給付、障害給付、解約返戻金)など
・ 交通事故による損害賠償金や保険金など
・ 転居による敷金返還金など
・ 他法、他施策等による貸付金(高校就学にかかる貸付金)など
・ 遺産の相続など



生活保護受給中の年金担保貸付は認められません。また、借金(クレジットやローン、知人等の借金を含む)は収入となります。なお、仮にこのような借金をされた時には申告が必要です。

(※公的貸付などは収入認定除外の対象となる場合がありますので、事前に地区担当員に相談してください。)



収入申告書の提出は生活保護を受けておられる方、全員の義務です。収入がなくても、毎月、又は一年に一度当所から送付する収入申告書は、必ず記入して提出していただく必要があります。



年1回行う資産調査においては、提出の協力をお願いします。

2 世帯の状況に変動があるときは必ず届け出て下さい

- 〈例〉 ・ 世帯員の転出・転入など
・ 世帯員の入院・転院など
・ 引越をしたときなど
・ 海外に渡航するときなど
・ 警察に逮捕・拘留されたときなど
・ 一週間以上家を離れるときなど

収入に対する控除について

生活保護制度においては、生活保護基準額と申告された収入との差額が生活保護費として支給されます。しかし、働きによる収入の場合、すみやかに福祉事務所に届け出ていただければ、通勤のための交通費、社会保険料、所得税などの実費の控除のほかに、次のような控除を受けることができます。控除分は収入とならず、生活保護費が減額されないので、あなたの手元に残ることになります。

以下に記載する以外の控除については、地区担当員にご確認ください。

就労収入に対する控除

控除名称	適用条件	控除額
基礎控除	働きによる収入を得た場合	収入額に応じて定められた額 月15,000円～
未成年者控除	20歳未満の人が働きによる収入を得た場合(単身者、配偶者又は自己の未成熟の子とのみで独立した世帯を営んでいる場合を除く)	月11,600円
新規就労 控除	中学校などを卒業した人が、継続性のある職業に従事する、又は入院その他やむを得ない事情のためおおむね3年以上の間職業に従事することが出来なかった人が、継続性のある職業に従事した場合。(ただし、連続した6ヶ月に限ります)	月11,600円

高校生の就労収入

高校生がアルバイトによる収入を得た場合には、上記の控除に加えて、次のような費用についても控除を受けることができます。

- 〈例〉
- ・ 修学旅行費
 - ・ クラブ活動費 (学習支援費を活用しても不足する分に限ります)
 - ・ 私立高校授業料の不足分 など

なお、高校卒業後の就労や進学など、将来に必要な経費に充てることを目的に積み立てを行う場合に、その必要最小限度の額を控除して収入認定を行うことが可能です。詳細は地区担当員へお問い合わせください。



通学費など生活保護費の支給対象とされているものや、すでに貸付等によって賄われているものは、控除対象となりません。

とどけで ぼあい 届出をしなかった場合について

福祉事務所に対して、意図的に事実を隠したり、収入等の届出を故意に行わないなど、不正な手段を使って本来保護が受けられないのに生活保護を受けた場合、又は本来受け取れる額より多くの生活保護費を受け取った場合は、生活保護を不正に受給したことになります。

福祉事務所は年1回全生活保護受給世帯の課税状況調査を実施しています。この調査により、届出のなかった収入が判明し、不正受給として生活保護費を返還していただく事例が毎年見られます。必ず届出を行ってください。

なお、自分自身収入が無くても、他の世帯員に収入がある事を知りながら福祉事務所へ届け出を行わなかった場合にも、不正な受給となる場合がありますので注意してください。

せいかつほご ふせい う ぼあい 生活保護を不正に受けた場合には

生活保護を不正に受けた場合には、生活保護法第78条の規定に基づき、不正に受けた保護費全額を返還していただくことになります。この場合、収入を正しく申告すれば受けられる控除などの適用はありません。また、不正受給の額に40%を乗じて得た額以下の金額を上乗せして返還していただくことがあります。さらに、給与明細の偽造や改ざんなど不正の手段が悪質な場合には、警察へ告訴・告発することがあります。

暴力団員は生活保護を受けることが出来ません

暴力団員は集団的に又は常習的に暴力団活動に従事することにより違法・不当な収入を得ている可能性が高いことから、保護の要件を満たさないものとして、国は生活保護を受ける事を認めていません。

暴力団員である事を隠して保護を受けた場合は不正受給となり、支給した保護費すべての返還を求めます。また、詐欺罪等の刑事責任を問われます。

生活保護法 第78条第1項 (費用等の徴収)

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

生活保護法 第85条第1項 (罰則)

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治40年法律第45号)に正条があるときは、刑法による。

就労自立給付金

就労による収入の増加により保護を必要としなくなった場合、生活保護脱却後の生活を支えるために、就労自立給付金が支給されることがあります。(支給上限額：単身世帯10万円、多人数世帯15万円)

進学準備給付金

生活保護を受けている世帯の子どもの大学等への進学の支援を図るために、高等学校等を卒業して大学や専門学校等に進学される方に対して、進学の際の新生活立ち上げの費用として、進学準備給付金が支給されます。

【支給額】	入学に伴い転居する方	・・・	30万円
	自宅から通学する方	・・・	10万円

だいさんしゃこういきゅうしょうけん 第三者行為求償権

こうつうじこ ぼうりょく だいさんしゃ こうい いりょうふじょ かいごふじょ う
交通事故や暴力など第三者の行為によって医療扶助、介護扶助を受けた
しはら いりょうひなど ふくしじむしょ ひほごしゃ か かがいしゃ たい
ときは、支払った医療費等を福祉事務所が被保護者に代わって加害者に対し
せいきゅう だいさんしゃ こうい げんいん ちりょう う ばあい
請求します。そのため、第三者の行為を原因として治療などを受ける場合は
だいさんしゃ しめい じゅうしょ わ ばあい むね なら ひがい
すみやかに、第三者の氏名、住所（分からない場合はその旨）並びに被害の
じょうきょう ふくしじむしょ とど で
状況を福祉事務所に届け出てください。

じえねりっくいやくひん こうはついやくひん しょう げんそくか ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用の原則化

こうはついやくひん ひんしつ き め あんぜんせい くすり どうとう くにぜんたい
後発医薬品の品質や効き目、安全性はこれまでのお薬と同等です。国全体
こうはついやくひん ふきゅう とく く いし こうはついやくひん しょう みと
で後発医薬品の普及に取り組んでおり、医師が後発医薬品の使用を認めてい
ばあい げんそく しょう
る場合は、原則として使用していただくことになります。

ほごじゅきゅうちゅう げんめん ゆうよ う 保護受給中に減免・猶予が受けられるもの

- こくみんねんきんほけんりょう
①国民年金保険料
- ねんきんてちょう ねんきんばんごう わ ひつよう
（年金手帳（もしくは、年金番号が分かるもの）が必要となります。）
- るすかていじどうかいしつ だい いちぶ
②留守家庭児童会室おやつ代の一部
- すいどう きほんりょうきん じゅうみんきほんだいちょう きろく ひつよう
③水道の基本料金（住民基本台帳に記録されている必要があります。）
- じゅうみんひょううつ どうこうふてすうりょう いん とうろくしょうめいしょ のぞ
④住民票写し等交付手数料（印かん登録証明書は除く）
- にょうしより てすうりょう
⑤し尿処理の手数料
- じゅうみんぜい けいじどうしゃぜい げんどうきつきてんしゃ たいしょう
⑥住民税・軽自動車税（原動機付自転車も対象）
- こていしさんぜい のうきみとうらい ぜいきん げんめんかのう
⑦固定資産税（納期未到来の税金について減免可能）
- ほいくしょほいくりょう
⑧保育所保育料
- じゅしんりょう
⑨NHK受信料

てつづ は こじゅきゅうつしよつめいしょ ひつよつ
これらの手続きには「保護受給証明書」が必要です。

かくしゅげんめん ゆうよ しんせい とどけで ひつよう ちくたんとういん
また各種減免・猶予については申請、届出が必要となりますので、地区担当員に
そうだん
ご相談ください。

いちじふじょ 一時扶助について

ほごひ せいかつふじょ じゅうたくふじょ きょういくふじょ こうこうひようふく いりようふじょ
保護費（生活扶助・住宅扶助・教育扶助（高校費用含む）・医療扶助・
かいごふじょ にちじょう せいかつ おこな うえ ひよう さんしゅつ
介護扶助）とは日常生活を行っていく上での費用を算出したものです

とき おも しゅつび ひつよう
が、時には思わぬ出費が必要になることもあります。

つぎ ばあい まいつき ほごひ べつ いちじふじょ みと
次の場合には、毎月の保護費とは別に一時扶助が認められることがあります。

なお、これらには基準・きまりがありますので、必要なときはあらかじめ地区
たんとういん そうだん そうだん ばあい ふじょ
担当員に相談してください。相談のなかった場合は、扶助をうけられないこと
ちゅうい
もありますから注意してください。

おも いちじふじょ (主な一時扶助)

- けいやくこうしんりょう かさいほけんりょう ほしょうりょうとう
・契約更新料(火災保険料や保証料等)
- だい じょうじしっきんじょうたい いしゃ いけんしよ ばあい
・おむつ代(常時失禁状態で医者意見書がある場合)
- いそうひ
・移送費
- ふくしじむしょ しどう てんきよひよう
①福祉事務所の指導による転居費用
- つういんこうつうひ しりつ びよういん ちゅうしゃじょう ちゅうりんじょう
②通院交通費(市立ひらかた病院の駐車場・駐輪場
りょうきんふく
料金含む)
- しんぞく きとく そうぎ さんか こうつうひとう
③親族の危篤もしくは葬儀に参加するための交通費等
- しききん ふくしじむしょ しどう てんきよ
・敷金(福祉事務所の指導による転居)
- にゅうがくじゅんびきん きょうざいひ
・入学準備金・教材費
- こうがいかつどうさんかひ しょうちゅうがっこう つうがくひとう こうこう
・校外活動参加費(小中学校)・通学費等(高校)
- ちりょうざいりょうひ そうくとういし ひつよう い ばあい
・治療材料費(メガネ・装具等医師から必要と言われた場合)

じゅうたくいじ かか ふくしょうぐこうにゅうとう
*このほかにも住宅維持に関わるものや福祉用具購入等がありますので、
ちくたんとういん そうだん
地区担当員に相談してください。

このパンフレットは大切に保管していただき、必要なときに読み返すことにより、生活保護を不正に受けることが無いよう正しい届出を心掛けてください。

なお、このパンフレットは生活保護の取り扱いのすべてを説明したものではありません。

分からないことがありましたら、地区担当員に遠慮なくお尋ねください。

生活保護制度は、生活に困っている方に対して、最低限度の生活を保障するとともに、その方が自らの力で生活できるよう援助する大切な制度です。適正な制度運営にご協力をお願いします。



作成日：令和2年6月

ひらかたし福祉事務所 ちいきけんこうふくしつ
枚方市福祉事務所 地域健康福祉室

せいかつふくしたんとう
生活福祉担当

〒573-8666

ひらかたしおおがいとちょう ちょうめ ばん ごう
枚方市大垣内町2丁目1番20号

TEL:072-841-1452(じりつしえんたんとう)
TEL:072-841-1454(こうれいしえんたんとう)
FAX:072-841-4123(ちよくつう)